



令和5年4月10日  
九州地方整備局

R5-9国営海の中道海浜公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項  
(案)に関するご意見の募集結果と今後の主な予定について

海の中道海浜公園では、公園の運営維持管理業務について、令和6年(2024年)2月から引き続き民間競争入札による業務委託を実施する予定としております。

このたび、「R5-9国営海の中道海浜公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」について、令和5年3月1日から3月14日までの2週間にわたってご意見を募集したところ、18件のご意見をお寄せいただきました。

つきましては、お寄せいただいたご意見と、これに対する回答についてとりまとめましたので、今回ご報告するとともに、今後の主な予定についてお知らせいたします。

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 電話番号：092-471-6331 (代表)  
092-707-0187 (直通)

建政部 公園調整官 齊藤 和義 (内線：6170)  
建設専門官 宇川 裕亮 (内線：6115)

令和5年4月10日  
九州地方整備局建政部

## R 5-9 国営海の中道海浜公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項（案） に関するご意見の募集結果と今後の予定について

### 1. ご意見の募集結果について

海の中道海浜公園（以下「本公園」という。）では、本公園の運営維持管理業務について、令和6年（2024年）2月から引き続き民間競争入札による業務委託を実施する予定としております。

このたび、「R 5-9 国営海の中道海浜公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）を定めるにあたり、現在検討している実施要項（案）を公表し、広く国民の皆様からのご意見を募集したところ、18件のご意見をお寄せいただきました。

つきましては、お寄せいただきましたご意見と、これに対する回答についてとりまとめましたので、今回ご報告いたします。

ご意見の募集にあたり、ご協力いただきました皆様へ御礼を申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 2. 今後の主な予定

令和5年（2023年）4月中旬 運営維持管理業務 公告

令和5年（2023年）10月下旬 運営維持管理業務 落札予定者の決定

### 3. 問合せ先

国土交通省 九州地方整備局 建政部 都市整備課 公園係

電話番号：092-471-6331（代表）（土曜日、日曜日、祝祭日を除く 9:30～17:00）

※お問合せ受付は、電話のみとなりますので、あらかじめご了承ください。

R5-9 国営海の中道海浜公園運営維持管理業務 ご意見及び回答

No	資料の該当箇所	ご意見、ご質問等	回答
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入札実施要項(案)p9</li> <li>▶1.2.6*(3)</li> <li>○入札実施要項(案)p14</li> <li>▶1.3.3*(3)</li> <li>○入札実施要項(案)p16</li> <li>▶1.3.5*(2)</li> <li>○入札実施要項(案)p37</li> <li>▶4.2.4</li> <li>○入札実施要項(案)p40</li> <li>▶5.1.3▶表9:標準評価項目及び得点配分</li> </ul>	<p>該当箇所の各ページに、「自主事業である飲食・物販施設等の設置運営と指定する既存施設の改修運営においては、収益の一部を国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与するものに支出するものとする」等と示されているが、「収益の一部」を「利益の一部」と記載していただきたい。</p>	<p>各該当箇所について「収益の一部」を「利益の一部」へ修正します。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入札実施要項(案)p9</li> <li>▶1.2.6 収益施設等設置管理運営業務</li> <li>▶(3)収益施設運営業務及び自主事業の施設使用料等</li> <li>▶1)施設使用料及び収益等</li> <li>○入札実施要項(案)p40</li> <li>▶5.1.3 加算点項目審査</li> <li>▶表9:標準評価項目及び得点配分</li> <li>▶9)自主事業の提案</li> </ul>	<p>実施要項(案)1.2.6(3)において「自主事業である飲食・物販施設等の設置運営と指定する既存施設の改修運営においては、」との記載内容を反映し、表9の提案項目9)は、「自主事業の実施内容について公園の目的・魅力の向上の観点から、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある自主事業の方法が示されているか。」ではなく、「自主事業である飲食・物販施設等の設置運営と指定する既存施設の改修運営においては、利益の一部を支出して行う国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与する内容について示されているか。」と記載していただきたい。</p>	<p>5.1.3加算点項目、及び表9.9)自主事業の提案の評価項目を「自主事業である飲食・物販施設等の設置運営と指定する既存施設の改修運営においては、利益の一部を支出して行う国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与する内容について示されているか。」に修正します。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入札実施要項(案)p10-11</li> <li>▶1.3.1 包括的な質の設定</li> <li>▶表4:包括的な質</li> <li>○入札実施要項(案)p39</li> <li>▶5.1.3 加算点項目審査</li> <li>▶表9:標準評価項目及び得点配分</li> <li>○別紙資料 p414-416、418</li> <li>▶提出様式2-2-1~2-2-3、提出様式2-2-5</li> </ul>	<p>設定されている企画提案項目の内容について、実施要項(案)の表4、表9と別紙資料の提出様式の間で下記の通り齟齬があるので整合性のある記載にいただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案項目1(利用者数の確保)と2(利用者満足度の確保)について、表4及び提出様式は年間目標のみ示されているのに対し、表9では年間及び四半期ごとの目標を示すこととなっている。</li> <li>・提案項目3(植物管理)について、表4ではR5の2~3月について達成すべき質は示されていないが、表9及び提出様式では目標を設定することとなっている。</li> </ul>	<p>齟齬がありましたので、実施要項(案)の表4に合わせた内容で、表9及び提出様式2-2-3を修正します。</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入札実施要項(案)p16-17</li> <li>▶1.3.6 費用負担等に関するその他の留意事項</li> <li>▶(3)法令等変更による増加費用及び損害の負担</li> </ul>	<p>実施要項(案)(3)では、「①本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令、行政基準等の制定又は改廃、②消費税その他の税制度の税率及び課税対象の変更並びに税制度の新設」以外には増額及び損額については事業者の負担と記されているが、複数年契約である本業務では、年毎に物価高騰や最低賃金の増額等の影響が業務費に適正に反映できるよう、「スライド条項」のように単年度毎に労務単価、燃料単価等を見直した契約変更ができるようにしていただきたい。</p>	<p>物価変動については、実施要項(案)P18の表6中「物価変動」の項に基づき対応します。</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入札実施要項(案)p18</li> <li>▶1.3.6*(5)▶表6:事業者と九州地方整備局の責任分担</li> <li>○別紙資料 p23</li> <li>▶別紙6 共通仕様書▶第6条 九州地方整備局と事業者の責任分担▶表:九州地方整備局と事業者の責任分担</li> <li>○別紙資料 p142</li> <li>▶別紙12 収益施設等設置管理運営規定▶第11条 九州地方整備局と施設等運営者の責任分担▶表:九州地方整備局と施設等運営者の責任分担一覧</li> </ul>	<p>それぞれの表の「物価変動」の項目において、「但し、30/1000以上の物価変動が見込まれる場合」とあるが、物価変動の具体的な指標(例えば「統計法に基づく賃金構造基本統計」、「公共工事設計労務単価」、「建設物価」など)についてお示しいただきたい。また、変動の基準日はいつからなのかを明確にいただきたい。</p>	<p>物価変動の指標について、「公共工事設計労務単価」や「民間会社などが調査を行っている建設資材価格」等が指標となると想定しています。詳細については業務開始後、個別に協議を行います。</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入札実施要項(案)p31</li> <li>▶3.3.配置予定者の業務実績に関する要件</li> <li>▶表8:配置予定者の業務実績等に関する要件</li> <li>▶実施体制</li> <li>○別紙資料 p30</li> <li>▶別紙6 共通仕様書</li> <li>▶第14条 業務実施体制</li> </ul>	<p>表8で「開園期間中は、上記①~④の業務責任者(共通仕様書は第13条1)~4)の業務責任者)が少なくとも1名以上が勤務する体制とする」となっているが、公園運営維持管理業務に携わる⑤動物管理業務の業務責任者を加えていただきたい。</p>	<p>⑤動物管理業務の業務責任者は他の業務責任者と異なり、基本的に動物の森の施設内のみで業務を行っており、公園全体を対象とした業務を遂行することが困難であることから、円滑かつ迅速な緊急対応を確保する観点で原案の通りとします。</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入札実施要項(案)p42</li> <li>▶5.2.2 総合評価の方法</li> <li>▶(4)基本項目審査の評価方法</li> <li>▶表10:基本項目審査の評価基準</li> </ul>	<p>「業務に対する認識」で、「企画書に記載された実施方針が仕様書に定める基本方針と適合している。」と示されているが、この「実施方針」とは、「様式1-6実施方針」を指しているという理解でよいか。</p>	<p>様式1-6実施方針を指します。</p>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入札実施要項(案)p46</li> <li>▶5.2.2 総合評価の方法</li> <li>▶(6)加算点項目審査の評価方法</li> <li>▶b)賃上げの実施に関する評価の評価基準</li> <li>▶c)賃上げが未達成だった場合等の減点</li> </ul>	<p>「天変地異等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった者については、減点措置を課さないこととする。」とあるが、やむを得ない事情に「ウイルス等による感染症のまん延等の影響」を加えてお認めいただきたい。</p>	<p>賃上げが未達成だった場合等の減点について、同頁及び次頁内に記載の(1)、(2)、(3)に示す事象以外の事象等については個別に確認します。</p>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>○別紙資料 p35</li> <li>▶別紙6 共通仕様書</li> <li>▶第23条 委託費代金の支払い</li> <li>▶6)積算体系)</li> </ul>	<p>植物管理業務、動物管理業務、施設・設備維持管理業務、巡視、警備等において、共通仮設費や現場管理費等の間接経費を計上いただきたい。または、業務費積算において、間接経費を含めた単価での積算をお願いしたい。</p>	<p>積算体系は記載のとおりです。業務を実施する上で必要な費用は計上しています。</p>

10	<p>○別紙資料 p52 ▶別紙7 個別仕様書【本業務全体の計画立案及びマネジメント】 ▶第7条 その他国庫に納入する収入</p>	<p>「事業者は、前条の入園料等の徴収に付随して発生する収入が発生したときに、その内容を証する書類を添えて調査職員等に書面により報告し、国の発行する納入告知書により国庫に納入しなければならない。なお、その他の収入が発生した後、国庫に納入するまでの間の管理責任は事業者にあるものとする。」とある。令和5年10月からインボイス制度が始まり、領収書にはインボイス登録番号の記載が必要となるが、インボイス登録番号は、国土交通省の番号を記載して発行するという事によいか。</p>	<p>インボイス登録番号については、業務開始までに業務受託者へ連絡します。</p>
11	<p>○別紙資料 p58-59 ▶別紙8 個別仕様書【企画運営管理】 ▶第9条 行為の許可申請の調整等</p>	<p>近年、増加傾向にあるドローンを使用したマスコミ取材・ロケーション撮影にかかる行為許可の申請等軽微な行為許可の案件については、あらかじめ国と受託者間で申し合わせの上、手続きを簡素化できる旨を本条項に盛り込んでいただきたい。 また並行し、本申請にかかる事務手続きの効率化のためのDXを検討し、デジタル上での申請許可手続きのプラットフォームを構築いただきたい。</p>	<p>「軽微な行為許可」の対象範囲及び具体的な手続き簡素化方法が明らかでないため原案のとおりとしますが、第2条2. に基づき、本仕様書に係る内容に疑義が生じた場合は協議が可能としています。また、今後の運営維持管理業務の参考とします。 なお、個別仕様書【企画運営管理】第9条は第3者が実施する持込イベントに係る項目であり、ご意見中の「マスコミ取材・ロケーション撮影」については第24条(P64)に基づく対応となります。</p>
12	<p>○別紙資料 p411 ▶申請書類における留意事項について ▶6.提出様式1-5-2「業務実施における対応方針」</p>	<p>「白黒片面印刷で提出すること」とあるが、「白黒またはカラー片面印刷で提出」の誤りではないか。</p>	<p>「白黒またはカラー片面印刷で提出すること」に修正します。</p>
13	<p>○別紙資料 p143 ▶別紙12 収益施設等設置管理運営規定書 ▶第13条 運営日時等</p>	<p>「2.九州地方整備局が、天変地異、社会的又は経済的環境の著しい変化及びその他やむを得ない事由により、施設等運営者に対し一時休業若しくは営業廃止又は営業時間の変更を指示したときは、施設等運営者は異議を申し立てることは出来ないものとする。」とあるが、施設等運営者との協議事項としていただきたい。</p>	<p>九州地方整備局が一時休業若しくは営業廃止又は営業時間の変更を必要とする事由と判断した場合にこれを指示するものであり、施設等運営者との協議事項にあつたらないため原案どおりとします。</p>
14	<p>○別紙資料 p424 ▶提出様式2-2-11  ○別紙資料 p426 ▶【別添】企画書の提案に関する注意事項等 ▶3.と4.</p>	<p>提出様式2-2-11の注釈には「※各改善提案項目には通し番号を付けること」、【別添】4.では「記載の順に1から通し番号を付けること」と記載があるが、提出様式2-2-1～提出様式2-2-10及び【別添】3.で示されている様最大項目数の指定があるのか。</p>	<p>改善提案項目については最大項目数の制限はありません。</p>
15	<p>○別紙資料 p427 ▶【別添】企画書の提案に関する注意事項等 ▶12.</p>	<p>「企画書に個別法人および個別グループ等が特定できる記載(法人名又は個人名)は加算評価対象としない。」と記述されているが、例示されている記入方法を用いることを前提にした記述に変更をお願いしたい。</p>	<p>「なお、個別法人および個別グループ等が特定できないよう、以下の例のような表現で記載すること。」を追記します。</p>
16	<p>○別紙資料 p446-447 ▶(様式3)収益施設運営計画書 提出様式 ▶様式3-4-1～様式3-4-2</p>	<p>各提出様式において、「※仕様書及び規定書に示す運営期間、運営時間、料金を超える提案は不可とする。」とあるが、「料金」は不可とする対象から外すべきではないか。</p>	<p>各様式の注釈について「※仕様書及び規定書に示す期間・時間を超える提案は不可とする。」に修正します。</p>
17	なし	<p>予定される入札公告資料において、業務数量表及び見積参考資料を公表していただきたい。</p>	<p>業務数量表は公告時に公表を予定しています。</p>
18	なし	<p>入札公告後の質疑応答(申請・企画書・積算)について、ご回答いただけるものは回答期限の最終日の前に順次回答いただきたい。</p>	<p>今後の入札手続きを進めるうえでの参考とします。</p>